

監査公告第 16 号

定期監査結果に基づき政策企画部が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、政策企画部から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

政策企画部定期監査結果報告にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・人口減少・少子化対策について、次のとおり意見を付す。

本市では昨年8月に「人口減少・少子化という地域課題に対し官民が連携して、加賀市で就職・結婚・出産等の様々なライフデザインが描けるような環境の構築を目指すこと」を目的に市内の産業団体や市民団体等で組織する「加賀市ライフデザイン推進機構」が設立された。「人口減少・少子化」は本市の最大の課題であり、これまでも様々な施策が行われてきた。特に移住定住の促進については「加賀市定住促進協議会」からの委託事業で多くが行われてきたところである。この二つの組織は共に市が事務局を担い、役割も重なる部分が見られる。「人口減少・少子化」対策は一体的に進めないと効果が見えにくく、事業が被るなど経費の面でも効率が悪くなりかねない。政策企画部としても今後の両組織のあり方について検討を進めているとのことだが、早急に最善の体制を確立されたい。

対 応

ご指摘の通り、加賀市ライフデザイン推進機構と加賀市定住促進協議会は、役割が重複する部分があり、一体的な推進と効率化が課題であると認識しております。

現在、両組織の目標と役割を改めて整理し、重複する事業の見直しや役割分担や統合を検討しております。

その上で、加賀市ライフデザイン推進機構を人口減少対策の中核組織として位置づけ、加賀市定住促進協議会との連携等あり方を検討することで、事業の重複を解消し、より効率的な事業推進を図ることより効率的で効果的な人口減少・少子高齢化対策の推進体制を構築してまいります。また、加賀市において就職・結婚・出産等の様々なライフデザインを思い描き、若者から高齢者までの全ての市民が健やかに暮らせるまちづくりにつなげてまいります。